

# 沖縄に金融ビジネスの集積を

## 1 金融特区の活性化に向けて

名護市が日本で唯一の金融業務特別地区（金融特区）に指定されたから、今年の七月で五年目になります。沖縄振興特別措置法に基づき同地区では、進出した金融関



名護市マルチメディア館 企業の創業時における設備投資などの初期投資の軽減を目的として作られたベンチャー企業のためのインキュベーション施設で、特区に進出した情報・金融関連業も入居しています。

連企業は一定の要件を満たせば、税制上の優遇措置を受けることができます。

これまで、県が名護市と連携して積極的に行っている金融関連企業の誘致に向けた取り組みの成果により、八社の金融関連企業が進出し、約二百六十名の雇用を創出しています。（平成十七年九月一日現在）

金融ビジネスを集積するという観点から、今後も、企業が入居するためのオフィスビルの整備や専門的知識を有する人材の確保など企業の立地環境の更なる整備が求められます。また、金融特区を活用したビジネスモデルの確立も必要になってきます。

これまで行ってきた立地環境の整備、企業誘致説明会の開催や企業訪問に加え、金融業務特別地区を活用した新ビジネスの創出支援事業を進めています。

## 2 第三回沖縄金融専門家会議を開催します

三月二十七日・二十八日、名護市の万国津梁館で第三回金融専門家会議を開催します。

この会議は、金融特区の更なる活性化を図るため平成十五年より開催しているもので、昨年の第二回会議では、日本銀行総裁や金融庁長官をはじめとする国内外の金融専門家約二百九十名の参加の下、新ビジネスの提言、地元金融機関による実証実験報告やパネルディスカッションが行われました。この会議を契機とし、地元の銀行による全国版中小企業ローン資産担保証券化や企業オーナー向けのファミリー・ビジネスフォーラムの開催など具体的な活動も行われており、全国的にも注目を集めている会議です。

第三回会議では、ビジネス色を明確にし、金融特区の活用を見据えたビジネス事例が九件報告されることになっています。

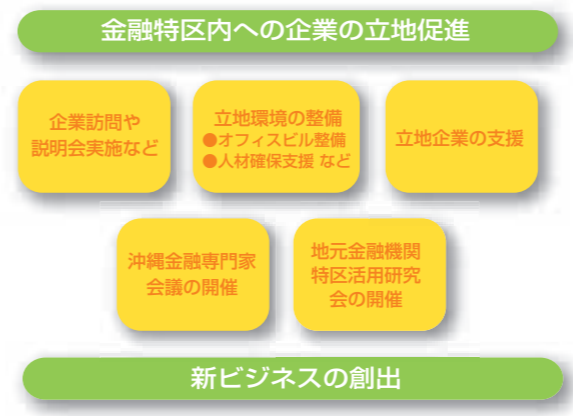
## 金融特区内における優遇措置

- ①法人税の所得控除による優遇措置  
直接人件費の20%が限度
- ②法人税の投資税額控除による優遇措置  
控除額は法人税額の20%が限度
- ③事業税の免除措置  
金融業務用設備の新増設にかかる事業税の課税免除
- ④不動産取得税の免除措置  
金融業務に供する土地または家屋の取得に対する不動産取得税の課税免除
- ⑤固定資産税の免除措置  
新・増設した土地、家屋、償却資産に課する固定資産税の課税免除

## 優遇措置を受けるための要件

- ①常時使用する従業員の数が20人以上であること。
- ②事業計画が適切であると認められること。
- ③金融業または金融業に付随する業務であること。
- ④対象地域内において1,000万円を超える金融業務用設備を新設または増設した法人

## 県で取り組んでいる金融関連企業の誘致促進策



## 第3回 沖縄金融専門家会議 ~新しい金融ビジネスイノベーションと金融特区~



**日時** ■3月27日(月) 14:00~  
第2回会議のプログレシリポート:ファミリービジネスフォーラムの報告など  
■3月28日(火) 9:30~15:30  
金融・沖縄を切り口としたビジネス事例報告:沖縄移住ビジネスなど  
パネルディスカッション:(パネリスト)アフラック最高顧問 大竹美喜氏、他

**場所** 万国津梁館 (名護市)

# 産業廃棄物税を導入します。

平成十八年四月一日

周囲を海に囲まれている本県は、環境容量が限られているため廃棄物処理施設の確保が難しく、また、他県のように処理を他の地域に依存することが難しい状況にあります。特に、管理型最終処分場については新たな立地がなく、産業廃棄物を処理できる残容量は極めてひっ迫しています。

このような状況を踏まえ、県では、産業廃棄物の排出抑制、再利用やリサイクルなどを促進して循環型社会を構築するため、これまでの規制的手法に加え、排出事業者の方に税を負担してもらう「産業廃棄物税」を導入します。税収は、

- ①産業廃棄物の排出抑制・再生利用等の促進、
- ②公共関係による産業廃棄物最終処分場の整備促進、
- ③産業廃棄物処理業の優良化の促進、
- ④不法投棄等の防止対策など

に充て、施行後五年を目途に見直しを行います。



産業廃棄物であるがれき類の例



産業廃棄物である廃プラスチック類(合成ゴムを含む)の例

### 納税義務者は?

県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者または中間処理業者の方です。

### 課税対象と税率は?

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して、産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円(1キログラム当たり1円)を課税します。

### 徴収や納入方法は?

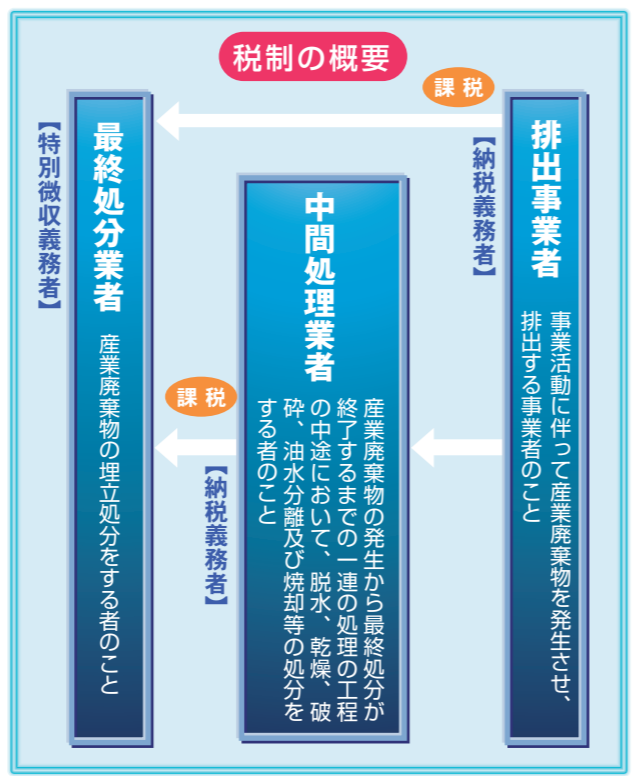
最終処分業者(特別徴収義務者)が県に代わり、処理料金と併せて産業廃棄物税を特別徴収し、年4回取りまとめて県に申告納入します。(自社処分を行う事業者については、自ら税額を計算し県に申告納付します。)

### 課税免除があります

最終処分業者の最終処分場がない離島地域において市町村が設置する産業廃棄物の最終処分場へ島内で発生した産業廃棄物を搬入する場合、地震、津波、火災などの大規模な災害により発生した産業廃棄物を最終処分場へ搬入する場合は、一定の条件の下で課税を免除します。

### 課税標準の特例があります

排出事業者が管理型最終処分場を設置し自ら産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、課税標準より一定数量を控除します。



お問い合わせ 県税務課 TEL: 098-866-2101 FAX: 098-866-2709  
県ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/> 県庁内組織一覧▶税務課トップ

お問い合わせ 県情報産業振興課 TEL: 098-866-2503 FAX: 098-866-2455  
<http://www.pref.okinawa.jp/iipd/>

